

報告第2号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成26年6月9日提出

芦屋市長 山中 健

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法の一部改正に伴い、急施を要したので専決処分したもの。

専決第2号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第13号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第2項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則第16条の3中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第41条第1項を次のように改める。

第64条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定

資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第64条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第41条第2項を削る。

附則第41条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成25年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条第2項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

3 新条例附則第16条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修が行われた既存建築物について、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が耐震改修完了後3月以内にすべき申告手続の規定の整備（附則第16条の3関係）

(2) 特例民法法人から移行した一般社団法人又は一般財団法人が設置している幼稚園等の用に供する固定資産についての非課税措置を廃止する。

（附則第41条関係）

※ 特例民法法人とは、公益法人制度改革による新制度への移行期間における社団法人及び財団法人をいう。

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 平成26年4月1日

(2) 改正後の規定は、平成26年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成25年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(3) 2(1)の申告手続に係る規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。